

## 2022年度第1回競争契約監視委員会 議事概要

日時：2022年6月10日（金）10時00分～11時30分

方法：テレビ会議システム使用

出席：（委員）日本大学大学院法学研究科 藤村和夫講師（委員長）  
早稲田大学理工学術院 柴山知也教授（委員長代理）  
神奈川大学法学部 細田孝一学部長  
宇都宮大学地域デザイン科学部 藤原浩巳学部長  
（NAA）整備部、滑走路保全部、給油事業部、施設保全部、調達部、  
法務コンプライアンス部  
※ 事務局：法務コンプライアンス部コンプライアンスグループ

議事：

### 1. 開会の挨拶

### 2. 契約状況等

調達部より、契約状況、随意契約理由及び取引停止措置について説明

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	<p>発注の量と供給のバランスが崩れているため、低見積落札率案件や不調案件に対して影響が出ているとのことだったが、物価の上昇に伴って低見積落札率案件が減ってきているのであれば、その後2022年4月以降の状況はどのように見ているのか。</p> <p>例えば4月以降、物価が上昇したことにより何が起り、発注件数が増えることによってどんなことが起りそうか。</p>	<p>物価上昇の件については前年度下半期の後半からそのような傾向が出ていると説明させていただいたところである。今年度の4月5月の契約実施状況からは、不調案件が発生していることが見受けられるが、一方で低見積案件は比較的発生頻度は高くない傾向が見られる。2021年度下半期の終わりごろの傾向が今後も継続するものと思われる。</p> <p>また不調にならない案件に関しても、参加者からの見積辞退というケースが増えており、その理由としては、当社が契約制限価格を事前公表している工事がほとんどなので、見積がその金額に収まらないということがあり、おそらく資材価格の高騰が影響しているのではないかと分析している。</p>
2	<p>今まで当委員会で埋蔵文化財という言葉聞いたことがなかったが、(NAAの動きとして)何かあるのか。</p>	<p>埋蔵文化財調査については成田空港の機能強化のために空港用地拡張を行う際に、空港周辺にて縄文時代からの文化財が埋まっている可能性があるエリアにおいて、千葉県とも連携をしながら工事実施にあたって事前に必要となる埋蔵文化財の調査を実施しているものである。</p>

3	<p>件数・金額ベースいずれも 20, 21 年度は(契約全体に対しての)随意契約の割合が高くなっていることに対して、今年度以降、調達費の点から見て競争契約に資するものを増やしていきたいとの説明が NAA からあった。空港という業務の中での契約形態として(随意契約の割合が高い状況が)健全かどうかということもあるので、今後の競争契約監視委員会の中で注視していくこととしたい。</p>	<p>今回のご指摘も踏まえて検討していきたい。</p>
---	---	-----------------------------

### 3. 総合評価方式について

調達部より、以下の工事概要及び契約方式について説明

#### ■ P/L.CVCF 等更新工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	<p>今回の件は競争入札に参加することができた機器メーカーが実際には参加しなかったという事例である。これは見方によっては一方の社が他方の社に当契約を譲って、その分契約価格を安くしている、という推測ができてしまう。その前提で見てみると、入札に参加した社 2 社の関係に疑念が生じる。</p> <p>また、契約制限価格内での履行ができないと回答した社について、このことは工事に必要となるバッテリー等の価格が重要な要素を占めていて特定の社に対してのみ安く販売していたということになると、当件の契約については機器メーカーがキャスティングボードを握っていたということが考えられる。</p>	<p>ご指摘いただいた点は注目すべき事項とは思われるが、当工事の仕様では特定の社の機器を使用することを指定しているものではなく、同じ性能を持った別のメーカーの機器も採用できる、ということなので今回はご指摘いただいたような最悪のケースは考えにくい。</p>
2	<p>競争に参加しなかった機器メーカーが当契約の際に(技術者・作業員の確保が困難で)工事が実施できないと言った後の 2 か月後に別工事の競争入札に参加している。色々な可能性が見られるが、契約制限価格内での対応が難しく辞退した社が機器メーカーからバッテリー等を購入することを前提で交渉したが、十分な割引を得られなかったという話なのかどうなのか、という推測ができる。機器を納入できる事業者が競争入札にも参加して、そこから買う事業者と競争する場合はなかなか難しい問題があって、今までの例で</p>	<p>当工事はパイプラインの管理施設がパイプライン沿線に数十カ所あり、1カ所で集中的に工事ができる案件と比較すると、効率的に工事を実施することが困難な案件となっている。本工事においては主任(監理)技術者を選任し工事全体を受注するよりも、自社の強みである機器を他社に提供し、別の工事で主任(監理)技術者を選任する方がトータルで良いという判断をしたものと考察している。</p>

	言うとう機器メーカーが競争入札では有利になっていて、だいたいそこが落札することが多い。その点でこの契約について低見積の理由を見て気になったところである。	
3	今回のように入札の辞退が相次ぎ、1社のみが競争入札に残った場合、それでも技術点と価格点の評価を行って、価格点については契約制限価格内に入っていれば後は価格交渉となるということだと思われるが、技術点について、競争相手がいないときでも評価し、下限値を設定しているのか。	技術点については、下限値を設定してそれを下回ったら失格ということはしていない。しかしながら最終的に提案のあったものについて、弊社にて加点をしたものは業者に実施していただくということになり、実施していただいた内容については弊社にて検収することとしている。万が一提案事項が実施されなかった場合は提案事項不履行ということでペナルティー条項が定められている。
4	ペナルティー条項が定められているものは良いが、例えば取るに足らない提案書が出されていて、技術点が取れていないという場合においても、発注することになるのか。	その通りである。あくまでも失格にはせず、加点評価という取り扱いをする。
5	その場合のチェック機能はどうなるのか。	最終的には契約後に NAA の監督員に施工計画書を提出いただくことで、施工内容・方法等を確認し、施工を担保するという仕組みになっている。
6	1社について、辞退理由が契約制限価格内での履行が不可である、ということと、落札率が低いから契約制限価格内での履行が難しい、という説明であったが契約制限価格内での制限と落札率が低いのはどのように関係しているのか。落札率が低くても高くても、契約制限価格内での履行ができれば、(落札できるかどうかは別として)問題がないと思われる。	(説明に誤解が生じたため再度説明し直す)落札率が低かったというのは同種の過去の工事のことであり、その結果を踏まえ本工事の積算過程において、製品の査定率を厳し目にし、契約制限価格を低めに設定している。その結果、低めに契約制限価格を設定しても出せる社は低見積で見積を提出できたが、他の社は契約制限価格に収められなかったということである。

#### 4. 低見積価格調査について

調達部より、以下2件の概要及び契約方式について説明

- A 共同溝附帯電気設備更新工事(共有)
- B 誘導路舗装撤去工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	(低見積調査において「下請け業者への適正な価格」の確認資料について「労務費及び経費が最低限」と表記があった件について)提出資料の表記が正確でなかったということか。労務費が	その通りである。言葉の表現については低見積調査で提出されたものをそのまま転記しているため、この様な表現となってしまっている。

	最低価格ということではないのか。	
2	(通常供用中の滑走路や誘導路の工事は、閉鎖されている限られた夜間の時間帯に施工せざるを得なく非効率的であることから、落札率が比較的高くなる傾向にある一方、本工事は関係各所と調整することにより、コロナ禍の離発着の少ない時期に誘導路を閉鎖し、大半を昼間の長い時間帯で施工可能であることから、競争原理が働いたものと考えられる旨説明) 今回のような件は今の航空業界の特殊事情が背景にあるから起きているという理解で良いか。	その通りである。

## 5. 無効及び不調案件について

調達部より、以下1件の工事概要及び契約方式について説明

### ■ 水質浄化対策整備実施設計

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	履行実績なしとして、不調案件となった当該案件に再度参加した者が、最終的に別の実施設計を履行実績として落札業者となっているということは、最初の応募時点では、本件の応募条件である実施設計の履行実績を見逃していたということか。	その通りである。

## 6. その他 (資料 32-5)

調達部より、「輸入共同上屋受変電設備(増築棟)更新工事」に係る不正に関する報告について説明

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	今回の談合事案は先導した者から一方的に見積書が提供されたのか。	元々見積辞退を予定していた社も含めて競争に参加していた社の担当者同士で連絡し合っていた際に当契約の話となり、談合を先導した担当者の作成した見積内訳書を他の社は使用して入札に参加することを勧められている。

2	電気工事業界についても舗装業界のような競争状態が低い業界と同様の体質を持っているので、我々としてもこれから注意して見ていった方が良いということか。	発注者側としては、このような談合事案が起こらないように注意しなければならないと感じている。
3	今回もし競争参加企業からの自白がなかった場合に、客観的には見積から談合が疑われるという事実のみしかない訳だが、その際は NAA としてどのような対応が考えられたのか。	今回のケースは2社間で明らかに見積書のデータの取り交わしがあったことが認められていることから、自白の有無に関わらず、本競争契約を取りやめて、再度競争にかけるつもりではあった。一方で物的証拠がない場合は、誓約書を交わして、契約手続きを進めるということもある。

## 7. 全体を通しての意見

委員からの意見	
1	事業者の行動については一件だけ見ても分からないので、一連のものに注意を払うことが大事かと思われる。個別の案件を見ることも大事だが、業界全体の同じような構図の見積の状況にも一定の期間で監察することが必要である。
2	業界ごとに習慣や会社間の関係性が異なるので、問題が起こったら全体として注意するのではなく、業界ごとにそれぞれの体質を見定めて対応する視点が大切だと思われる。

委員長からの講評	
1	今回の案件は特に疑義のあるものはないと思う。各案件とも適正であったと判断する。

## 8. 次回開催日程について

次回の委員会は、2022年11月18日(金) 10時開催予定

※案件抽出については柴山委員が担当

## 9. 閉会の挨拶

以上